

## ○菊川市中小企業及び小規模企業振興基本条例

平成30年3月5日条例第15号

### 菊川市中小企業及び小規模企業振興基本条例

菊川市は、みどり豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれるとともに、静岡県の中西部に位置し、大都市圏に近いという地理的優位性を有し、交通の便にも恵まれていることから、茶業をはじめとする農業等の地場産業を支える中小企業及び小規模企業に加え、先進的技術を有する多彩な企業が立地し、経済発展を遂げてきた。

そのような中で、中小企業及び小規模企業は多様な事業活動を通じて本市経済の発展を支える中心的な役割を果たし、とりわけ、その多くを占める小規模企業は地域の雇用を支える等地域社会において重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年における人口減少及び少子高齢化の進展、経済活動の国際化の進展等の経済的社会的環境の変化により、中小企業者及び小規模企業者、とりわけ小規模企業者は厳しい経営環境に置かれている。

このような状況に鑑み、本市の経済及び社会が将来にわたり持続的に発展していくためには、その中核を担う中小企業者及び小規模企業者の成長発展、とりわけ小規模企業者の持続的な発展が不可欠であり、そのためには、中小企業者及び小規模企業者が自ら経営の向上や改善に努めることはもとより、地域社会全体が、地域社会において中小企業及び小規模企業の果たす役割とその重要性について理解を深め、支援することが必要である。

ここに、中小企業及び小規模企業が地域社会において重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業及び小規模企業の振興についての基本理念を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、中小企業及び小規模企業が地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会その他の中小企業及び小規模企業の支援を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又

は事業所を有するものをいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫、農業協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者をいう。

(7) 経営の革新 中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

(基本理念)

**第3条** 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力が尊重され、及び促進されること。

(2) 中小企業及び小規模企業がその事業活動を通じて地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に推進されること。

(3) 中小企業者及び小規模企業者の成長発展はもとより、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者に配慮し、その事業の持続的な発展の重要性を踏まえて推進されること。

(4) 市、国、県、他の市町村、中小企業者及び小規模企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関並びに市民の相互の連携及び協力の下に推進されること。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、県、他の市町村、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び市民との連携及び協力を図るものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

**第5条** 中小企業者及び小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展又は持続的な発展を図るため、自主的な経営の革新の促進及び経営基盤の強化に努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら中小企業及び小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、自らが地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識し、人材の育成及び確保並びに雇用の維持及び創出に努めるとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

**第6条** 中小企業関係団体は、中小企業者及び小規模企業者の事業活動を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

**第7条** 大企業者は、中小企業及び小規模企業が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることについて理解を深め、中小企業者及び小規模企業者と相互に連携を図りながら協力することにより、その事業活動を行うよう努めるとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものと

する。

(金融機関の役割)

**第8条** 金融機関は、中小企業者及び小規模企業者が経営の革新及び創業の促進並びに経営基盤の強化に取り組むことができるよう、資金の円滑な供給、経営相談その他の経営の向上のための支援を行うよう努めるとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

**第9条** 市民は、中小企業及び小規模企業が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることについて理解を深め、中小企業者及び小規模企業者が生産し、製造し、若しくは加工した物品を消費し、又は中小企業者及び小規模企業者が提供するサービスを利用するよう努めるとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

**第10条** 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新の促進を図ること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営資源の確保の円滑化及び経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の創業の促進及び事業の承継の円滑化並びにこれらの施策相互の連携を促進すること。
- (4) 中小企業者及び小規模企業者の事業活動に必要な資金の供給の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者及び小規模企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (6) 中小企業者及び小規模企業者の販路の拡大を図ること。

2 市は、前項に定める基本方針に基づき中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業者の経営の状況に応じて、その事業の持続的な発展が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。